



役場だより 12月

発行：王滝村役場 教育委員会

tel 0264-48-2001

fax 0264-48-2172

『火の用心 年末特別警戒中！』

季節から暖房器具などで火を使う事が多く、年末の慌ただしさのため火に対する注意がおろそかになりがちです。

火を使った後や、お出かけ前、お休み前にはもう一度火の元を確かめましょう。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣・4つのポイント

- 3つの習慣
 - 1 寝たばこは、絶対やめる。
 - 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策
 - 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - 2 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を備える。
 - 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

「第62回人権週間」について

法務省と全国人権擁護委員連合会では、来る12月4日から10日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デー（12月10日）の意義を訴えるとともに人権意識の高揚を図る取組みを実施しています。

本年度の啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀、考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心」と定め事業展開をしています。

この人権週間行事の一環として、木曾人権擁護委員協議会では、「いじめ・体罰」等子どもに関する問題、部落差別、女性に対する差別、近隣のもめごと・悩み事など、毎日の暮らしの中で起こる様々な人権問題についての相談をお受けしております。お困りの方は是非ご利用下さい。

王滝村での開催日	場 所	時 間
12月 6日（月）	保健福祉センター ☎48-3155	午前10時から 午後 4時まで

また、毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）午前10時から午後4時までは、各町村の人権擁護委員が法務局へ常駐して、それ以外の平日は法務局職員が相談に応じております。こちらもお気軽にご利用下さい。

いずれの場合も、相談は無料で秘密は固く守られます。

ご不明な点は、長野地方法務局木曾支局（電話 22-2186）又は住民課福祉係（電話 48-3155）までお問い合わせ下さい。

温泉「王滝の湯」の指定管理者を募集します。

現在、村の温泉福利施設「王滝の湯」は、平成18年度途中から指定管理者制度を導入し運営をおこなって
いただいておりますが、指定期間を終えることから平成23年度からの管理者を募集します。

〈応募の資格等〉

応募にあたっては、次のいずれの要件も満たす必要があります。

- ① 王滝村内に主たる事務所を有する法人・その他の団体（個人での応募は不可）または事務所を置こうとする法人で指定期間中に利用料金制で施設の管理運営を行なうことができる団体。
- ② 最近一年間の法人税、消費税、地方消費税及び村県民税を滞納していないこと。
- ③ 指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できる者であること。

……等。

施設名	温泉福利施設「王滝の湯」 施設周辺村有地
公募期間	平成22年12月1日（水）～平成23年1月31日（月）

問い合わせ先： 住民課福祉係 48-3155（保健センター）

平成23年度の「王滝村高等学校生徒、大学学生、専門学校等奨学資金及び医学生 修学資金」の貸付者を募集します。

希望される方は下記によりお申し込みください。

1. 貸付額

学校種別	月額	年額
高等学校	20,000円以内	240,000円以内
工業高等専門学校	25,000円以内	300,000円以内
大学、短期大学、専門学校等	35,000円以内	420,000円以内
保健師、看護師の学校養成所	50,000円以内	600,000円以内
医学生	200,000円以内	2,400,000円以内